

崩壊・倒壊災害

STOP!

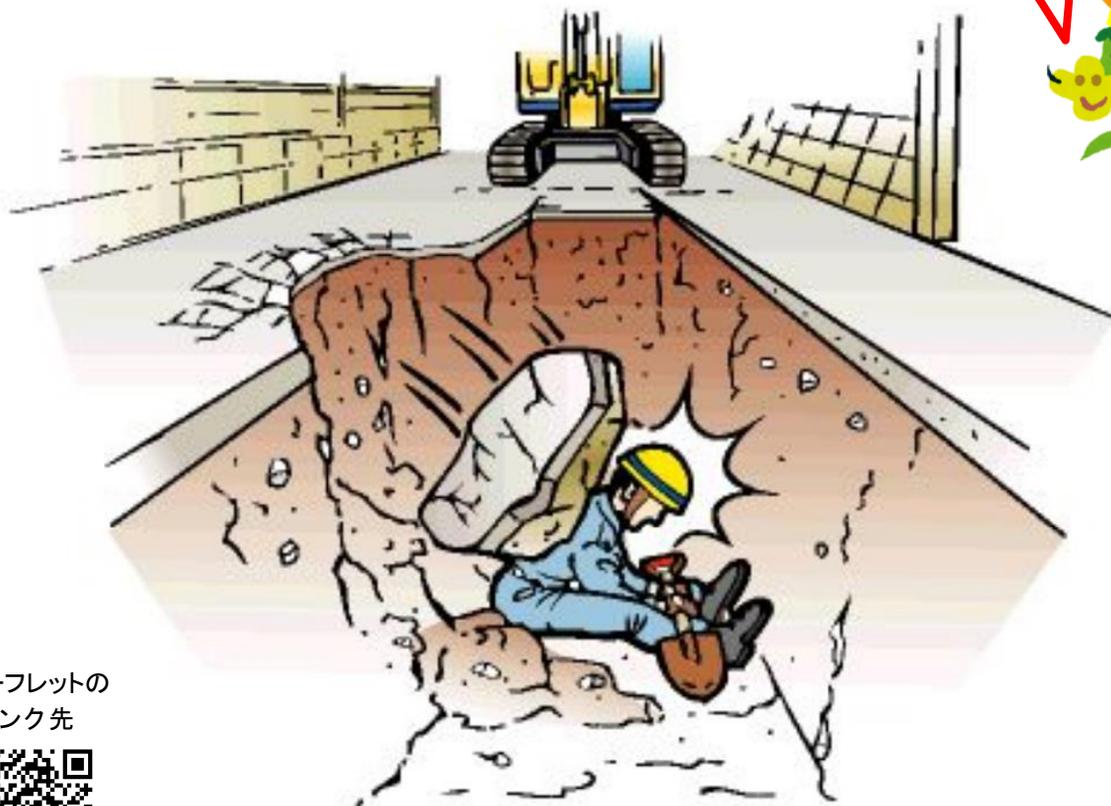
辰(断つ/絶つ)年運動

令和6年1月10日、当署管内の掘削工事現場
(掘削深さ:約1.5メートル)で、崩壊事故による
死亡災害が発生しました。

ついでには、崩壊・倒壊災害を防止するため、

崩壊・倒壊災害 辰(断つ/絶つ)年運動

を展開しますので、裏面点検表を確認・活用し、崩壊・倒壊災害の撲滅に向けた
取り組みをお願いします。



当リーフレットの
リンク先



※イラストはイメージです。



北九州西労働基準監督署

崩壊・倒壊災害 辰(断つ/絶つ)年 運動 点検表



1	<p>【作業箇所の調査】 地山の掘削の作業を行う場合に、地山の崩壊、埋設物等の損壊等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、作業箇所及びその周辺の地山についてボーリングその他適当な方法により地質や地層の状態、埋設物の有無等を調査している。また、その調査結果に適応する掘削の時期及び順序を定めて、当該定めにより作業を行っている。【安衛則355条】</p>	<input type="checkbox"/>
2	<p>手掘り(仕上げ、修正等を含む。)により地山の掘削の作業を行う場合、掘削面(奥行2m以上の水平な段があるときはそれぞれの掘削面。以下同じ。)の勾配を、次の地山の種類と掘削面の高さに応じた値以下としている。【安衛則356条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩盤又は堅い粘土(N値:8以上) 5m未満:90度 5m以上:75度 ・その他の地山 2m未満:90度 2m以上5m未満:75度 5m以上:60度 	<input type="checkbox"/>
3	<p>手掘り(仕上げ、修正等を含む。)により砂からなる地山又は発破等により崩壊しやすい状態になっている地山(埋め戻しされた地山を含む。)の掘削を行うときは、次に定めるところにより作業を行っている。【安衛則357条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂からなる地山 掘削面:勾配35度以下 又は 高さ5m未満 ・発破等崩壊しやすい地山 掘削面:勾配45度以下 又は 高さ2m未満 	<input type="checkbox"/>
4	<p>【点検】 明り掘削の作業を行う場合、点検者(知識経験を有する者)を指名して、作業箇所及びその周辺の地山について、その日の作業を開始する前、大雨の後及び中震以上の地震の後、浮石やき裂の有無及び状態並びに含水、湧水及び凍結の状態の変化を点検させている。【安衛則358条】</p>	<input type="checkbox"/>
5	<p>【斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン】 地山の掘削作業を行う場合に、上記の事前調査や日常点検に加えて、施工段階時点検、変状時点検、確認者による確認を行っている。また、変状の進行を確認したときは、発注者への報告等を行い、発注者、施工者、設計者の三者が参画する安全性検討関係者会議を開催し、ハード対策等の検討、施工計画書の変更、それに基づく工事の実施を行っている。</p>	<input type="checkbox"/>
6	<p>掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削作業を行うときは、地山の掘削作業主任者を選任し、その者に次の事項を行わせている。【安衛則359条、360条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。 ・器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。 ・要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。 	<input type="checkbox"/>
7	<p>【地山の崩壊等による危険の防止】 明り掘削の作業を行なう場合に、(掘削の高さや深さによらず)地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、土止め支保工を設け、防護網を張り、労働者の立入りを禁止する等、当該危険を防止するための措置を講じている。【安衛則361条】</p>	<input type="checkbox"/>
8	<p>【土止め先行工法に関するガイドライン】 小規模な溝掘削作業(掘削深さが概ね1.5m以上4m以下で、掘削幅が概ね3m以下の溝をほぼ鉛直に掘削する作業をいい、掘削方法は機械掘削又は手掘りのいずれも含む。)又は溝内作業(管きよの敷設、測量、点検、締固め等溝内に立ち入って行う作業)を行う場合、土止め先行工法による適切な土止め支保工等を設けている。</p>	<input type="checkbox"/>
9	<p>【埋設物等による危険の防止】 埋設物等又はれんが壁、コンクリートブロック塀、擁壁等の建設物に近接する箇所で明り掘削の作業を行なう場合に、これらの損壊等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、これらを補強し、移設する等、当該危険を防止するための措置が講じられた後で行っている。【安衛則362条】</p>	<input type="checkbox"/>
10	<p>【特定元方事業者の講ずべき措置】 同一の場所で複数の元請負人が工事を行う場合に、統括安全衛生管理義務者(発注者から指名を受けた者)が協議組織の設置・運営、作業間の連絡・調整、作業場所の巡視等、労働災害を防止するための必要な措置を講じている。【安衛法30条】</p>	<input type="checkbox"/>